

京都市告示第 373 号

京都市里道管理条例第 2 条の規定に基づき、里道の路線を次のように指定し、同条例第 4 条の規定に基づき、次の里道の路線を廃止及び一部廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 20 年 1 2 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

(指定里道)

整理番号	名 称	起 終	点 点
1	大原里0994号	左京区大原戸寺町327番地地先 同町331番地地先	

(廃止里道)

整理番号	名 称	起 終	点 点
1	向島里0092号	伏見区向島下五反田139番地の 2 地先 同町137番地地先	
2	向島里0093号	伏見区向島下五反田135番地の 1 地先 同町139番地の 2 地先地先	
3	向島里0094号	伏見区向島下五反田133番地の 1 地先 同町135番地地先	
4	向島里0170号	伏見区向島下五反田129番地の 1 地先 同町134番地の 2 地先	

(一部廃止里道)

整理番号	名 称	廃 止 する 起 点 廃 止 する 終 点	点 点
1	向島里0166号	伏見区向島下五反田141番地の 2 地先 同町136番地地先	
2	向島里0171号	伏見区向島下五反田145番地の 1 地先 同町136番地地先	

(建設局土木管理部道路明示課)